

# 目次

## I. 韓国の繊維製品安全認証／確認制度について

1. KC マークとは . . . . . 1
2. 安全認証／確認制度毎の KC マークの種類 . . . . . 1

## II. 安全基準

1. 子供製品共通安全基準 . . . . . 3
2. 子供製品安全特別法 安全確認安全基準附属書 1 「乳幼児用繊維製品」 . . . . . 5
3. 子供製品安全特別法 供給者適合性確認安全基準附属書 1 5 「児童用繊維製品」 . . . 8
4. 電気用品及び生活用品安全管理法  
安全基準に準拠対象安全基準附属書 1 「家庭用繊維製品」 . . . . . 11
5. 子供製品安全特別法 供給者適合性確認安全基準附属書 1 「子供用皮革製品」 . . . 13
6. 電気用品及び生活用品安全管理法  
安全基準に準拠対象安全基準附属書 3 「皮革製品」 . . . . . 15

## III. 表示

1. 消費者基本法に基づく品質保証の表示について . . . . . 17
2. 繊維製品の品質表示について . . . . . 18
3. 皮革製品の品質表示について . . . . . 38

#### 4. 電気用品及び生活用品安全管理法 安全基準に準拠対象安全基準附属書1 「家庭用繊維製品」

この附属書の安全基準は、乳幼児用および児童用繊維製品を除く、満 14 歳以上が使用する以下の家庭用繊維製品に適用される。ただし、オーダーメイド品は安全基準の対象外とする。

##### <家庭用繊維製品の詳細分類>

分類	種類
上衣類	肌に間接的に触れる製品で、スーツ、セーター、ジャケット、コート、カバーオール、ジャンパー、帽子、ショール、マフラー、ネクタイ、ベスト、スカーフ、エプロン、雨具、履物（運動靴、長靴類、スリッパ、サンダル、アクアシューズをいい、繊維の原料である合成樹脂を使用して射出成形した 100%合成樹脂製の履物 <sup>1)</sup> と、天然皮革・人造皮革または毛皮で作られた履物 <sup>2)</sup> は除く）、ベルト、サロペット等（学生服および韓服を含む）
中衣類	肌に直接触れる製品で、ブラウス、ワンピース、ズボン、スカート、シャツ、タオル、手袋、水着、体操服、体育服、睡眠眼帯、スポーツ用保護帯、ヘアバンド、かつら、イヤーマフ、アームカバー 等（学生服および韓服を含む）
肌着類	持続的に肌に直接触れる製品で、シュミーズ、ズロース、ブラジャー類、パンツ類、スリッパ類、ガーターベルト類、コルセット類(ガードル)、パニエ、ブリーフ類、ランニング類、妊婦下着類、パジャマ類、靴下類(タイツ、ストッキング含む)、腹巻、レギンス類、バスローブ、バスタッド、ペチコート等
寝具類	眠るために利用する製品で、布団および敷布団、枕、毛布、寝袋、シーツ、ハンモック、カーペット(面積が 1 m <sup>2</sup> 未満)、マット類(合成樹脂材質の床マット <sup>1)</sup> は除く) 等
その他の製品類 <sup>3)</sup>	かばん、クッション類、座布団類、蚊帳、カーテン、死装束、カバー 等

- 注 1. 安全基準に準拠対象安全基準附属書 24(合成樹脂製品)による。  
 2. 安全基準に準拠対象安全基準附属書 3(皮革製品)による。  
 3. 有害物質の安全要件の適用対象製品とはみなさない。

b) 漂白

番号	記号	記号の定義
201		塩素系漂白剤による漂白が可能
202		塩素系漂白剤による漂白不可
203		酸素系漂白剤による漂白が可能
204		酸素系漂白剤による漂白不可
205		塩素系および酸素系漂白剤による漂白が可能
206		塩素系および酸素系漂白剤による漂白不可